

## 《実践報告》

# 沖縄大学における教育実践の試み

—山吉 剛「教育法」における特別講義をとおして—

具志川小学校教諭  
嘉納 英明

## I. はじめに

1998年7月2日と9日の2日間、山吉剛助教授担当の「教育法」において特別講義の講師担当の機会を得た。昨年度に続いて（1997年10月13日・20日）、2回目の特別講義であった。90分×2コマ分で与えられた講義テーマは、「戦中、戦後（復帰まで）の沖縄における教育と法」であり、これも昨年度のテーマと同一のものであった。今回の特別講義にあたり、私は、小学校における教育（授業）実践の視点から、大学における講義内容及び講義方法をとらえなおし、実践を試みることにした。それは、講義内容は、できるだけ簡潔にして、しかもポイントを示した内容とし、講義方法についていえば、フラッシュ・カード（重要語句）と大型写真の提示、VTR等の視聴覚機器を活用することにより、学生の興味・関心を高める工夫を図ることにした。

以上の教育内容・方法論は、小学校の教育実践においては、すでに“常識化”しており、児童・生徒の主体的な授業参加を促す実践が広く試みられている。その意味で、大学における講義においても、学習主体者たる学生の積極的な講義への参加を形成するうえで、講義内容・方法の改善には意義があると考え、未熟な形ではあるが、今回、実践した次第である。

本小稿は、90分×2コマ分という短時間の講義の中で、“わかる講義”をめざした一小学校教師の大学における実践報告である。

## II. 講義の準備

- ① ラミネート加工したフラッシュ・カード（重要語句）13点：本講義におけるキー・ワードである。裏に磁石を貼り付け、黒板に掲示できるようにした。

沖縄の世替わり	風俗改良	教育勅語	教公二法	屋良朝苗	復帰運動	
教育四法	公選制	任命制	推薦制	琉球教育法	教育法	沖縄教職員会

- ② VTR

- ・ ETV特集「沖縄もうひとつの戦後史—米軍性犯罪の歴史を問う—」  
(1995年11月30日放送)
- ・ RBC TV「屋良朝苗元知事県民葬—生中継—」（1997年4月2日放送）
- ・ 大城立裕：原作、対馬丸製作委員会：製作 アニメ「対馬丸（さようなら沖縄）」（65分）

③ 大型写真5点

- A. 屋良朝苗                      B. 対馬丸                      C. 疎開地（熊本県）で故郷沖繩の武運  
長久を祈願する学童たち（昭和20年）
- D. 教公二法阻止（立法院包囲）                      E. 毒ガス移送トラック

〈写真出典〉

- A. 喜屋武真栄著『戦後の沖繩を創った人 屋良朝苗伝』同時代社、1997年、巻頭写真から  
B. 大田昌秀監修『写真集 沖繩戦』那覇出版社、1990年、121頁  
C. 同上、114頁  
D. 「沖繩 戦後50年の歩み」編集委員会編『沖繩 戦後50年の歩み－激動の写真記録－』  
沖繩県、1995年、251頁  
E. 同上、246頁

- ④ 配布資料 1) 子どもへの人権侵害事件一覧（拙稿「沖繩子どもを守る会と『教育隣組』  
運動」『九州教育学会研究紀要』第20巻、九州教育学会、1992年、161頁）  
2) （沖繩子どもを守る会）実態調査の実施と要請行動（同上、163頁）  
3) 2・24廃案協定の日（教公二法）（福地曠昭著『教育戦後史開封－沖繩  
の教育運動を徹底検証する－』閣文社、1995年、180頁）  
4) 沖繩教職員会「文教局長の退陣要求ならびに中教委の不信任決議（一  
部）」（屋良朝苗編著『沖繩教職員会16年』労働旬報社、1968年、256～  
258頁）  
5) 琉球教育法（布令第66号）一部（沖繩県教育委員会編『沖繩の戦後教育  
史（資料編）』沖繩県教育委員会、1978年）  
6) 教育区教育委員の選挙の状況（1952～1971年）（拙稿「沖繩の教育委員  
会制度に関する研究（Ⅱ）～公選制教委の成立と制度運用をめぐる諸問題  
の検討～」『沖繩教育研究』第4号、沖繩教育学会、1996年、23頁）  
7) 「39年前の悲劇忘れず－宮森小ジェット機墜落事故追悼集会」『琉球新  
報』1998年6月30日（火）

### Ⅲ. 講義案 (レジュメ)

第1講のねらい ① 戦前・戦中の沖縄における皇民化教育のあらましを、社会教育及び学校教育の側面から検討し、皇民化教育の実態を明らかにする。

② 戦後の沖縄における民主化教育の萌芽期について述べ、米軍兵による子どもの人権侵害事件や復帰運動についても言及する。

〈第1講：7月2日〉 午後2：40～4：10 場所：I号館402

流れ	講 義 内 容	留 意 点
はじめ	<p>①戦前・戦中の沖縄における皇民化教育と法の実態を詳述する前に、沖縄の世替わり (ウチナーユ、ヤマトユ、アメリカユ) のあらましを述べる。</p> <p>a. ウチナーユ (沖縄の世) →大交易時代</p> <p>b. ヤマトユ (大和の世) →薩摩藩の支配下 (1609年) ~廃藩置県 (明治12年) を経て沖縄戦までの日本の支配</p> <p>c. アメリカユ→1945~1972年5月15日の沖縄の施政権返還までの27年間 (米軍統治の時代)</p>	<p>☆沖縄の世替わりについて、概括的に述べ、特に、b・cを中心に講義を進めていくことを確認する。</p>
なか	<p>②ヤマトユの中で何が行われたかを社会教育及び学校教育の観点から説明する。主要論点は、ア. 廃藩置県以降は、学校教育、社会教育を媒体に生活習慣や精神構造そのものまで“ヤマト化”が強要されたこと、いわゆる日本への「同化政策」が推進されたこと、イ. 天皇を中核とする中央集権的国家体制の中に組み込まれ、日本国民としての道を歩み出すことになった、以上の二点である。</p> <p>〈社会教育〉</p> <p>☆風俗改良運動→沖縄的な風俗習慣や方言は皇民化の妨げである</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・断髪 <span style="float: right;">という理由より</span></li> <li>・琉装から和装へ</li> <li>・ハジチ (入れ墨) を取り除く→法的な取締強化へ</li> <li>・方言の禁止 (方言札) →柳宗悦 (日本民芸協会) の標準語励行運動批判</li> <li>・毛遊びの禁止→風紀取締</li> <li>・改名 (例) カミ→初枝 カマド→昭子</li> </ul> <p>〈学校教育〉</p> <p>☆学校教育のスタート (1880年、明治13年) 県内14ヶ所設置</p> <p>☆初代県令 (鍋島直彬) 「言語風俗ヲシテ本州ト同一ナラシムルハ当県施政上最モ急務ニシテ其法固ヨリ教育ニ外ナラス」</p>	<p>☆宮城春美「皇民化教育の悲劇 - 沖縄の風俗改良運動を通して -」『月刊社会教育』国土社、1997年6月号、参照</p> <p>☆針突 (ハジチ) 場所：自宅や部落内集会所等。理由：本土や台湾へ連れていかれるから。あこがれから。美しいから。</p>

<p>な か ①</p>	<p>→師範学校の設置を急いだ→学校教師の役割期待      ☆県内の就学率のアップ→日清戦争後顕著→学校教育を通して「同化政策」が進行      ☆明治23年の教育勅語体制の確立→教育における命令主義の確立(天皇制教学の法制的支柱)      ・学校における御真影敬礼      ・勅語の奉読      →学校儀式の中で「忠君愛国」の志気を高める目的      ☆小学校教則大綱(明治24年) …学校教育の内容について記載      ・修身は教育勅語の趣旨に基づいて実施      友愛、礼敬、尊王愛国の志気、国家に対する責任と義務      ・日本地理及び外国地理 …愛国の精神を養うこと      ・日本歴史 …国体(天皇制)の意義 建国(神国)の精神 歴代天皇の盛業(さかえていること)</p>	<p>☆ソテツ地獄といわれた大正末期から昭和初期の頃、沖縄教育労働者組合事件(1931年結成)が起こり、治安維持法で起訴された事例を紹介、権利意識に目覚めた教師集団についても言及する。</p>
<p>な か ②</p>	<p>③戦後「民主教育」の出発と教師      ☆1945年5月 石川学園が開校し、のち城前小、宮森小、高学年は石川高へ、当初、学校の設立は、米軍にとっては、子どもは「隔離」の対象であり、教師にとっては「生活指導」であった。      ☆米軍政による皇民化教育の否定と対沖縄占領政策に連動する「民主教育」の推進      ・米軍政による皇民化教育の否定→御真影敬礼、教育勅語奉読 日本史の禁止 等      ☆将来、沖縄の教育を英語で行うことを目的→米軍の沖縄統治政策上、琉米の親善に寄与することになる(対米協調政策)      ・英語教育の推進(初等学校1～4年・1時間、5～6年・2時間、7～8年・3時間)      ☆教員の確保(沖縄文教学校・外語学校設立)と英語教員の優遇策(給与1割増し)      ☆新教科・社会科の誕生→沖縄文教学校附属初等学校教官(国吉順質)は、米国人教師にその教科のあり方を学び、「戦前からの神がかり的な史学、天皇中心の史学、偏狭な国家主義などを批判し、日本史を世界史に位置づけるよう強調した」という。</p>	<p>☆沖縄では、軍国主義者追及が徹底されなかったため、戦前の教師が戦後、教壇に復帰した者も少なからずいたことを補足的に説明する。       ☆沖縄文教・外国語学校の沿革についても言及する。</p>
	<p>④米軍統治下の沖縄の子どもと教師      ☆子どもの人権侵害事件を概説する。特に「由美子ちゃん事件」と「宮森小ジェット機墜落事件」については詳細に報告する。</p>	<p>☆配布資料7)を参照。</p>

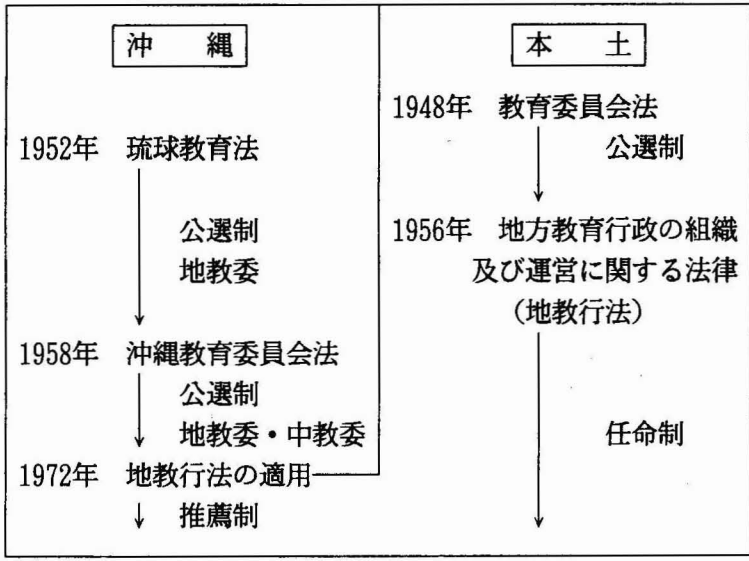
な か ③	<p style="text-align: center;">資料：子どもへの人権侵害事件（一部）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>1945. 9 安座間スミ子ちゃん轢殺事件（勝連村）</p> <p>1947. 3 真和志小学校不発弾爆発事故（那覇市）</p> <p>1948. 8 LCT弾薬処理船の爆発事故（伊江島）</p> <p>1952. 10 学童轢殺事件（美里村）</p> <p>1955. 9 由美子ちゃん暴行殺害事件（石川市）</p> <p>1955. 9 S子ちゃん暴行事件（具志川市）</p> <p>1956. 9 6少女轢殺事件（佐敷村）</p> <p>1959. 6 宮森小学校ジェット機墜落事件（石川市）</p> <p>1963. 2 国場秀夫君轢殺事件（那覇市）</p> <p>1965. 6 棚原隆子ちゃん圧死事件（読谷村）</p> <p>1970. 5 女子高校生刺傷事件（具志川市）</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">↓</p> <p style="text-align: center;">琉球新報 98年6月30日（火）</p> <p style="text-align: center;">沖繩教師・県民の激怒（対米、対基地感情の高まり） 沖繩教師の復帰運動への傾倒（沖繩教職員会） 一教師から政治家へ（屋良朝苗、喜屋武真栄、山内徳信等）</p>	<p>☆子どもへの人権侵害事件一覧（配布資料1）を配布し解説。</p> <p>☆福地曠昭著「基地と子ども」サザンプレス、1992年、参照。</p> <p>☆配布資料2）をもとに、沖繩子どもを守る会の活動についても補足的に説明しておきたい。</p>
	予告	<p>教公二法の立法化の動き 〈教職員会の復帰運動封じ込め政策〉</p>

- 第2講のねらい（7月9日）
- ① 教公二法撤回闘争を詳述することにより、同法の本質的なねらいが復帰運動の抑制にあったことを説明する。
  - ② 異民族統治下の沖繩の教育行政制度を、主として、琉球教育法及び教育法、教育四法の法的性格と内容を詳述することにより、その特徴を概説する。
  - ③ 沖繩の公選制教育委員会制度が、復帰後いかなる変遷を遂げたのかを概括的に説明する。

流れ	講義内容	留意点
はじめ	①先週の講義内容をVTRをもとに、ふりかえる。 ☆「沖縄もうひとつの戦後史」 ☆「屋良朝苗元知事県民葬—生中継—」	☆視聴のポイントを絞って、放映したい。
なか	②教公二法の問題（1966～67年）とは何かを詳述する。 ア. 地方教育区公務員法（教育区立学校教員も政府立学校教員と同様に身分の取り扱いについては、同じようにする） イ. 教育公務員特例法 職員は、政党その他の政治団体の結成に関与し、若しくは、これらの団体の役員となつてはならず、またはこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。 ＊「復帰運動」がこの規定により影響を受けるのではないかと考えられた。 ＊琉球政府移管の高等学校教職員は、琉球政府公務員法（1953年）の適用を受けていたが、地方教育区立の小・中学校教職員は、その身分を規定する法律がなかった。そこで、当該二法の立法化の動きがみられた（琉球政府文教局・民主党）。 〈反対の立場：社大党・社会党・人民党の野党と教職員会、県労協、官公労等〉 ＊政治活動の制限、争議行為の規制、勤務評定等を規定した教公二法は、撤回闘争により、廃案。	☆配布資料3）、及び4）をもとに説明する。
①	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>〈板書例〉</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">米 軍 占 領 下</p> <p>人権侵害事件の多発（例：由美子ちゃん事件）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">復帰協・沖縄教職員会・革新団体</div> <div style="text-align: center;"> <p>教公二法（復帰運動の鎮静化）</p> <p>1966～67年</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">教公二法写真</div> </div> </div> <p style="text-align: center;">↓ 復帰運動へ邁進</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">屋良朝苗</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">毒ガス撤去写真</div> </div> <p style="text-align: right;">→ 1972年 5. 15（復帰）</p> </div>	

<p>な か ②</p>	<p>③琉球教育法・教育法の成立と内容を説明することにより、沖縄の教育行政制度の特徴をまとめる。</p> <p>☆1952年 琉球教育法（米民政府布令第66号）の成立と問題点</p> <p>1) 中教委の行政主席による任命制←公選制の主張（教職員会）</p> <p>*中教委は、文教局長の助言と推薦によって政策を決定、事務を執行する。</p> <p>ア. 文教局長は主席の任命であるが、中教委が主席に推薦する。</p> <p>イ. 予算案の提出。</p> <p>ウ. 規則、基準の制定 等。</p> <p>2) 市町村設置の公選教育委員会制度←教育の地方分権の建前から理念的には賛成だが、沖縄の現状には即せず時期尚早。財政困窮であり、教育地区の細分化は教育財政をさらに貧困化させる（教職員会の主張）。</p> <p>3) 教育税の徴収←時期尚早の声あり（1966年廃止）</p> <p>1957年 教育法（布令第165号）</p> <p>①親への服従・政府への協力    ③教職員の政治活動全面禁止 ②文教局長の権限拡大            ④教職員は一年契約制</p>	<p>☆配布資料5)を参照。</p> <p>☆拙稿「沖縄の教育委員会制度をめぐる歴史的動態—教育税制度の創設と制度運用をめぐる諸問題の検討—」『九州教育学会研究紀要』第24巻、九州教育学会、1996年、参照。</p>
<p>な か ③</p>	<p>④教育四法の成立（1958年）と「日本国民としての教育」</p> <p>↓</p> <p>教育四法（教育基本法、教育委員会法、学校教育法、社会教育法）の成立</p> <p>↓</p> <p>これまでの軍民政府による布令、布告ではない</p> <p>→住民の願いとしての民立法の成立である（布令、布告の否定）</p> <p>教育基本法の前文の中に「われらは、日本国民として」を挿入した→沖縄の願いとして本土復帰を希求していることを示した</p> <p>・その後の教育運動のひとつの指針となった</p> <p>☆沖縄教育委員法（教育四法のひとつ）の成立と内容</p> <p>・地方教育区教育委員5人（人口10万以上は7人）→選挙</p> <p>・連合区委員会の委員（5人を下らない数）←区委員会から 1人を選出</p> <p>☆中教委（11人）は、区教育委員の選挙で選出される（住民による間接選挙制）</p>	<p>☆教育民立法運動のうねり。</p> <p>☆教育委員の選挙の状況については、配布資料6)を参照。</p>



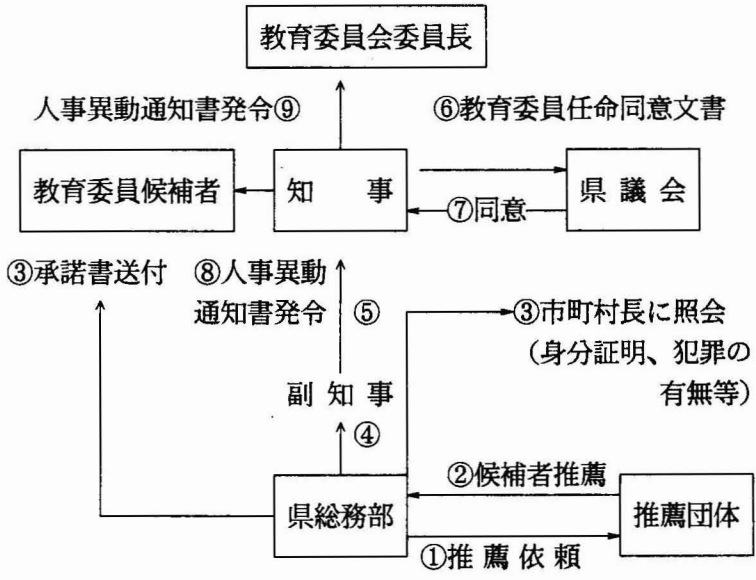


☆左図を参照しながら、日本本土と沖縄における公選制の歩みを比較検討したい。

- ⑤復帰後の推薦制教育委員会制度について言及する。
- ・民意の行政への反映をねらう→団体推薦制の導入
  - ・団体推薦制のしくみを概説する。

〈 教育委員選任過程 〉

な  
か  
④



☆沖縄の公選制の理念と精神を復帰後も、団体推薦制の発案により、継承しようとした沖縄側の動向に注目する。

☆拙稿「沖縄の教育委員会制度に関する研究（Ⅰ）～推薦制教委の生成・改正過程～」『沖縄教育研究』第3号、沖縄教育学会、1995年、参照。

補  
足

☆講義の後半に、アニメ「対馬丸（さようなら沖縄）」を5分間放映し、学童疎開の目的、方法、疎開先での生活の様子等について若干の説明を加える。

☆大型写真提示「対馬丸」「疎開地の学童」



## IV. 学生の声から

沖縄の戦後教育史の内容に関していえば、私自身の不勉強も手伝って、与えられた講義のテーマ全体を概括するような内容とはならなかった。だが、学生が講義内容を理解する上で、VTRを始め、フラッシュ・カードや大型写真の掲示は、十分役立ったようだ。以下、講義を受講しての学生の感想を箇条書きに掲げておく。

### 1. 第1講（7月2日）を受講しての学生の感想

- 子どもへの人権侵害事件が、こんなに多いとは知らなかった。しかも、公にされていない事件もあるということは、かなり凄惨な数の事件があったんだなと思った。また、教師がどうやれば、子どもを守れるのだろうかとも思った。（経済学科・経済学コース・3年次）
- 戦中の教育に疑問を感じていた教師に頼もしさを感じると同時に、戦後、手のひらを返すように民主教育を唱えた教師に恐ろしささえ感じた。また、いつも感じるのだが、アメリカという人権を大切にしているはずの国が、戦後、米軍人が沖縄でやってきた犯罪をうやむやにしていることには、憤りを感じる。教師たちが、子どもを守ろうとする前に政治がなんとかするべきではないかと思った。（法経学部・法学科・4年次）
- 沖縄の歴史から見て、沖縄を日本化しようとしていることが、先生の授業から、わかりやすく聞きました。風俗改良、改名運動、方言禁止運動等も、沖縄独自の文化を否定し、日本人であるという意識をもたせるためだということがわかりました。また、学校教師が、皇民化教育を押しつけたことに驚きを感じました。（Ⅱ部・法学科・4年次）
- 沖縄の戦後の歴史は、日本のどこよりもひどいと確信した。それに、教育の面でも大きな変革が必要だったことも知った。在沖米軍の横暴は、子どもや女性などの弱い存在に向けられ、事件そのものさえもうやむやにされていた。心が痛むばかりで声もでない。（法経学部・法学科・3年次）
- 今日の授業は、とても中身が濃い授業だと思った。沖縄の教育問題について、きちんと学ぶ機会が少ない。教育勅語などについては、別の授業で習ったことはあったが、今の教育を考える上で大切なのは、過去の教育を研究し、反省していくことだと思った。教育というのは、とって難しいと思う。現在と過去を比較するのはいい。（法経学部・法学科・4年次）

### 2. 第2講（7月9日）を受講しての学生の感想

- ☆ビデオの中で米兵に襲われたが運良く助かった時の話などを聞いていて、とても嫌な思いをしました。特に、由美子ちゃん事件の犯人は、死刑とされながらも本国へ送還され、刑から逃れる等、米軍に全ての権限があった頃の事件の数々について、沖縄の人々は、決して忘れることなく、今後も語られるべきだと思いました。（法経学部・法学科・3年次）
- ☆沖縄近現代史論で屋良朝苗さんについて少し学びました。教公二法については学んだけれど、教育四法についてはほとんど知らなかったもので、勉強になりました。沖縄の教育を知る上で大切なのは、沖縄の歴史なのだとつくづく感じた。対馬丸のビデオは、いい考えだ。本当は1時間かけてでも見たい。私たちの世代は、その事件は知ってはいても、実態を知

らないから。(法経学部・法学科・4年次)

☆今日は、屋良朝苗さんの活動についての話がありましたが、この人がどんなことをしたのか、具体的には知らなかったので、大変勉強になりました。また、この特別講義をとおして、沖縄の教育委員会制度について少しわかってきたような気がします。(Ⅱ部・法学科・2年次)

☆1952年にできた琉球教育法から、1958年に成立した沖縄の教育委員会法への変化がとてもわかりやすかった。教育問題は、現在、混沌としていて、とても「この教育のあり方が正しい」と言えるほど簡単ではない。先生の2回の講義は、昔をふりかえって先人の考えや思いを学習するものであった。(法経学部・法学科・3年次)

☆米兵による性犯罪は、本当に許せない。ビデオでもあったように、捜査権や裁判権がないというのは、全く話にならないというか、怒りの表しようがないし、どこへその怒りをぶつければよいのか。なぜ、沖縄だけ我慢しなければならないのか。許してはならないことが許され、傷ついて、未だに問題を抱えている人々は封印されている。沖縄は、本土復帰しているが、未だに目を覆いたくなるような難問を抱え込まれている。嫌な問題、やっかいな問題は、沖縄に回せばどうにかなると思っている本土の考えは、とても腹立たしい。(法経学部・法学科・4年次)

☆沖縄の教育には様々な苦勞があったのかと、再認識しました。本土と沖縄のギャップ、それだけでも沖縄の教育の将来が、意味の違うものになると感じました。しかし、当時の教育者の働きにより今日の教育があることを、善し悪しは別に勉強したい。(Ⅱ部・法学科・4年次)

## V. おわりに

準備不足のまま、「教育法」の特別講義を2コマ分、使わせて頂いた。内容は、昨年度の特別講義と大差ないが、冒頭で述べたように小学校における授業実践に取り組む姿勢で講義内容と方法を考えた。大学の講義・ゼミの多くが、文献史資料とチョーク1本で進められている現状にかんがみ、小学校における授業者の立場から、“わかる講義”“おもしろい講義”に少しでも近づくように授業改善を試みた。具体的にいえば、講義のなかで重要だと思われる用語の準備と提示の仕方・方法であり、時代状況を視覚的にも把握できるようにと準備した大型写真やVTRであった。また、板書計画にも留意し、講義の内容を一目で理解できるように構造的に書いたつもりであった。

以上の特別講義を終えての学生の反応は、“沖縄の戦後教育史は、激動に満ちていた”とか、“沖縄の戦後史の大部分が、知らないことばかりであった”という声が大勢を占め、特別講義で知り得た事実には驚く学生が大半であった。だが、2コマ分と限られた時間的な制約のなかで、“戦前から戦後の沖縄の教育と法”について概略を述べるにしても、断片的にならざるを得なかった。説明不足のまま、終わってしまった部分もあった。また、2コマ続けて、教師→学生への一方向的な講義形式のまま閉じてしまったので、学生の反応をみながら、講義を展開していく工夫も必要だった。

小学校における授業実践と、大学における講義のあり方の違いを感じながらも、より工夫された授業は学習者の関心を引きつけ、学習者の問題追究の意欲を喚起させるものであるはずである。今後とも、学生の興味・関心を高めることのできる講義内容と方法を研究していきたい。